

タイの初中等教育外国人教員に対する外国人教員免許の保持規定について ——制度概要と関係法規の日本語訳——

海老原 智治

1. 背景と目的

2003年に発布の「仏暦 2546 (2003) 年 教員の評議会及び教育職員に関する法律」を根拠として、タイの初中等教育（＝基礎教育課程 การศึกษาขั้นพื้นฐาน Basic Education）で常勤的に教育に携わる者はタイ人・外国人を問わず、原則としてタイの教員免許を保持することが義務付けられた。

続いて、2004年に発布の「仏暦 2547 (2004) 年 タイ教員評議会 教員免許に関する規定」では第5項第2節で「教員免許申請をしようとする者が外国人の場合には、委員会が定める知識試験及び評価に合格しなければならない」と規定された。

しかし、上記の知識試験及び評価は、具体的方法が定められず実際の実施もなされてこなかったために、上記の法規及び規定が効力を有して以降も外国人教員には免許保持を問わない運用がなされてきた。

ところが、2006年に「仏暦 2549 (2006) 年 タイ教員評議会布告 教員免許を取得しようとする外国人に対する専門知識評価の基準と方法」が発布されたことによって、上記の方法が具体的に措置されるに至った。以降、初中等教育で常勤的に教育に携わる外国人教員に対する「タイ政府が発行する外国人教員免許」保持義務が運用上も実効化した。

上記の動きは、タイの初中等教育で現に日本語教育に携わる日本人教員の立場や雇用にも直結している。日本人教員の今後の円滑な確保にも影響を及ぼすと考えられる。

筆者は、この新外国人免許制度の全体像が個別の教師及び初中等教育機関に十分に浸透していないと感じ、同免許制度周知のための積極的な働き掛けが必要だと感じていた。そこで、2009年2月20日(月)に、同制度を管理するタイ教育省傘下のタイ教員評議会(คุรุสภา The Teachers' Council of Thailand)より副委員長以下数名の方々を講師招聘し、北部タイのタイ人・日本人の日本語教員と学校関係者に対して制度概要を説明するセミナー(「北部タイ日本語教育ネットワークセミナー」共催：パヤップ大学タイ日センター・同人文社会学部・北部タイ中等教育日本語教師会 助成：国際交流基金バンコク日本文化センター)を、チェンマイのパヤップ大学で開催した。

本稿は、同免許制度周知の一助とするために、上記セミナーでの講演内容及び紹介された関係法規から筆者が整理をして、制度の概要を提示することを目的とする⁽¹⁾。外国人教員免許取得の具体的な枠組みを定めた「仏暦 2549 (2006) 年 タイ教員評議会布告 教員免許を取得しようとする外国人に対する専門知識評価の基準と方法」の、筆者による全訳を付録として稿末に付す。

なお、法規の運用及び解釈や判断を行うのは、もっぱらタイ政府である。本稿がタイ政府の今

後の運用及び対応や解釈と一致しない可能性があることについて、予めご了承ください。

2. 外国人免許制度の概要

2.1 免許保持の根拠規定

2.1.1 仏暦 2546 (2003) 年 教員の評議会及び教育職員に関する法律

教員免許保持の根拠となる法規は、「仏暦 2546 (2003) 年 教員の評議会及び教育職員に関する法律」である。タイ人・外国人を問わず適用される。以下に第 43 条を訳出する。

第 43 条 教員・教育機関管理者・教育管理者の職に就く者は、本法律に従う。本法律以外は省令で定めによる。本法律が定める免許を保持しない者が教育に携わることを禁ずる。但し、以下の条件のいずれかに該当する場合を除く。

1. 教育機関において単発の特別講師として学習者に知識を伝授する者。
2. 教育を本業とせず、時において教育に携わる者。
3. 生徒・学生・教育実習を受ける者・教育を実施する免許を得た者で、指導者たる教育職員の指示の下に教育実習を行う者。
4. 自由教育 (การศึกษาตามอัธยาศัย Free Education) を実施する者。
5. 個人・家族・市民グループ・地方行政体・民間団体・職能団体・宗教施設・各種職業施設・病院・医療関係機関・社会支援施設・その他の社会施設 が運営する、国家教育法が定める教育センター、または、学校制度外教育または自由教育を実施する教育機関で教育に携わる者。
6. 教育区レベルよりも上位のレベルを管理する教育管理者。
7. 国立・私立高等教育機関学士課程以上の、大学教員・教育機関管理者・教育管理者。
8. タイ教員評議会が定めるその他の者。

上記から、「初中等教育機関で常勤的に教育に携わる者」には、タイ人・外国人を問わず「教員免許を保持せずに携わることが禁じられている」(＝「保持が課されている」) ことがわかる。

2.1.2 仏暦 2547 (2004) 年 タイ教員評議会 教員免許に関する規定

教員免許取得の基礎資格については、「仏暦 2547 (2004) 年 タイ教員評議会 教員免許に関する規定」第 5 項に定めがある。以下に第 5 項を訳出する。

第 5 項 教員免許を取得しようとする者は、次に挙げる資格を満たしかつ不適格事項に該当しない者とする。

ア. 基礎資格

- (1) 満 20 歳以上であること。
- (2) 教育関係の学位またはそれに相当する資格を保持すること。または、教員評議会が定める他の資格を保持すること。

- (3) 教育関係の学位課程の中で教育機関における 1 年以上の教育実習を修了し、かつ教員評議会委員会が定める基準・方法・条件による評価に合格していること。

イ. 不適格事項

- (1) 良き道德規範に照らして、行動が不適切または欠格の者。
(2) 能力を欠く者、または能力を欠くに至った者。
(3) 教員評議会が教職の威厳を失墜させると見なす事件により懲役刑に処せられた者。

第 1 節に定める基礎資格を有し不適格事項に該当しない以外に、教員免許申請をしようとする者が外国人の場合には、委員会が定める知識試験及び評価に合格しなければならない。

2.2 外国人免許の取得

前節に挙げた条文の最後に定めがあるように、「外国人でタイ教員免許を取得しようとする者」は、「委員会が定める知識試験及び評価に合格する」ことが課されている。

この具体的部分を定めたものが、「仏暦 2549 (2006) 年 タイ教員評議会布告 教員免許を取得しようとする外国人に対する専門知識評価の基準と方法」である。同布告は、外国人免許制度の具体的枠組み及び手続きの定めとして重要なため、付録として筆者の全訳を稿末に付す。

本節では、以下に同布告の概要のみを述べるので、詳細は稿末の全訳を確認されたい。

「外国人教員免許」取得のための基礎条件

- (1) 次を満たすこと。

1 年以上の教育経験を有する。

- (2) 次のいずれかを満たすこと。

2.1 教育関連の学位を保持していること。

2.2 他の学位及び外国の教員免許 または他の学位及び 大学の 1 年間以上の教育関連専修課程修了資格を保持していること。

- (3) 次の評価に合格すること。

(2) を満たす場合。

3.1 タイの言語及び文化

3.2 職業上の行動規範

(2) を満たさない場合は、3.1 及び 3.2 に併せて、

3.3 「タイ教員評議会仏暦 2548 (2005) 年 教職に関する水準及び職務規程に関する通達」第 5 項 (n) に定める、教職に関する知識

(3) のうち 3.1 及び 3.2 は実際には、タイ教員評議会の認可を受けた教育機関が開設する「タイ語タイ文化及び職業上の行動規範に関する研修課程」(การอบรมเรื่องภาษาและวัฒนธรรมไทยและจรรยาบรรณของวิชาชีพ : 全 20 時間) ⁽²⁾ を受講し合格することが要求される。

3.3 は、タイ教員評議会がタイ全土で年数回実施する筆記試験「教職に就くに当たっての専門

知識試験」(การทดสอบความรู้ในการประกอบวิชาชีพครู)を受験し合格することが要求される⁽³⁾。

(1)(2)の条件双方を満たす外国人には、(3)については3.1及び3.2のみが課される。すなわち、「研修課程」を受講し合格すれば、免許申請資格を満たしたことになる。3.3(「筆記試験」)は必要ない。

一方、(2)を満たしていない場合には、(3)から3.1及び3.2(=「研修課程」受講)のほか、さらに3.3の「筆記試験」に合格しなくてはならない。

(1)を満たしていない場合には、次節で述べる外国人教員免許非保持の例外運用によりまずタイで教員として勤務し、1年の教育経験を積むことによって条件を満たす方法がある。

「研修課程」と「筆記試験」の概要は、付録の「仏暦2549(2006)年 タイ教員評議会布告 教員免許を取得しようとする外国人に対する専門知識評価の基準と方法」全訳を参照されたい。

外国人教員免許は、取得しようとする外国人が(1)～(3)の基礎条件をすべて満たした時点で、タイ教員評議会に対して申請し取得することが出来る。

2.3 外国人教員免許非保持の例外運用

2009年2月20日のセミナーでタイ教員評議会の講師より、次のような説明がなされた。外国人教員免許を保持しない場合にも教職に携わることが可能な場合があるという。

「新卒で教育経験を持たずに来タイした場合など、外国人教員免許申請資格の一部を欠いた外国人を教員雇用しようとするときには、教育機関がタイ教員評議会に申請して特別許可を得れば、当該の外国人が外国人教員免許を保持せずとも2年まで雇用することが出来る。許可申請は、雇用しようとする教育機関がタイ教員評議会に対して行う。通常2週間程度で認可される。雇用を受けようとする外国人教員個人からの申請はできない。

上記の趣旨は、外国人教員が基礎条件を満たし免許を取得するまでに、2年間の猶予期間を置くというものである。学校側から特別な事情説明及び申請があった場合には、3年以上に渡る免除を認める場合がある。」

このように、2年未満であれば雇用しようとする教育機関からの申請により、外国人教員免許を保持しなくとも教員となることが可能な例外運用がある。申請には、タイ教員評議会指定のフォーム及び必要な添付書類一覧が定められており、セミナーでも配布がなされた。

タイの日本人日本語教師には1-2年の滞在で帰国する者が非常に多いことを考えれば、実際には当面、この例外運用を適用することにより免許取得をしなくてもよいケースが大半である可能性がある。

3. 今後の課題

2点言及したい。1点目だが、この外国人教員免許制度はタイの国内制度であるため、適格にしようと努めても、外国人でタイの制度に不慣れな日本人教員側のみの努力では解決できない部分

が多い。雇用者であるタイの学校側の正しい制度理解と実施が同時に必要だと考えられる。

十分な制度周知が必要であるが、日本人教員側ないしタイの学校側の一方のみに周知するのであっては有効ではない。双方が同じ制度理解と認識を共有するのを促す方向で進める必要がある。

2点目だが、2.2に以下の教員資格基礎条件を挙げた。

- 教育関連の学位を保持していること。
- 他の学位及び外国の教員免許 または他の学位及び大学の1年間以上の教育関連専修課程修了資格を保持していること。

筆者は、タイの初中等日本語教育に対する日本人教師の円滑な参入のためには、上記でタイ側が定める「教育関連の学位」及び「外国の教員免許」が、日本で取得が可能な各種関連学位及び資格のうち何と合致するのかを、両国間で整理する必要があると考える。特に、日本人日本語教師の「資格」として従来通用しているもの（例：日本語教育能力試験合格・日本語教育主専攻修了・同副専攻修了・日本語学主専攻修了・420時間の養成課程修了・国語教員免許等）について、どれが該当しどれが該当しないのかを明らかにしてやれば、タイの初中等教育の日本語教育に3年以上参入しようとする日本人教師が外国人教員免許の取得に必要な基礎条件が何であるのかが容易に明らかになる。これは、日本人教師及びタイの初中等日本語教育の双方の利益であろう。

上記は、国の制度に関することからなので、日本の公的機関（日本大使館）とタイ教育省ないしタイ教員評議会の間で整理がなされることが強く望まれると考える。

4. 付 録

「仏暦 2549 (2006) 年 タイ教員評議会布告 教員免許を取得しようとする外国人に対する専門知識評価の基準と方法」の日本語全訳

「仏暦 2547 (2004) 年 タイ教員評議会 教員免許に関する通達」第5項第2節の規定、「仏暦 2548 (2005) 年 タイ教員評議会 教職に関する水準及び職務規程に関する通達」第5項の規定、及び仏暦 2548 (2005) 年 9 月 19 日のタイ教員評議会委員会 2548 (2005) 年第 12 回会合の決議により、タイ教員評議会委員会は、教員免許を取得しようとする外国人に対する専門知識の評価基準及び方法を、次の通り定める。

第1項

本布告において、

「免許を取得しようとする者」とは、「教員免許を取得しようとする外国人」とする。

「外国人」とは、「タイ国籍を保持しない外国人一般」とする。

第2項

教員免許を取得しようとする者に対する専門知識評価基準は、次からなる。

- (1) タイの言語及び文化
- (2) 職業上の行動規範
- (3) 「タイ教員評議会仏暦 2548 (2005) 年 教職に関する水準及び職務規程に関する通達」第 5 項 (n) に定める、教職に関する知識

専門知識評価の基準と方法は、本布告末に詳細を定める。

第 3 項

免許を取得しようとする者で、1 年以上の教育経験を有し、かつ以下の教育上の資格を有する者は、第 2 項 (1) (2) が定める専門知識評価基準を満たさなくてはならない。

- (1) 教育関連の学位。 または
- (2) 他の学位。 及び、外国の教員免許 または大学の 1 年間以上の教育関連専修課程修了資格。

第 4 項

免許を取得しようとする者で、教育経験が 1 年以上有り・学位を有し・かつ教員免許を保持しない者、または、1 年間以上の教育関連学習課程の修了資格を保持しない者は、第 2 項 (1) (2) (3) が定める専門知識評価基準を満たさなくてはならない。

第 5 項

第 3 項または第 4 項の基準を満たしたならば、3 年以内に教員免許の取得申請書を以下の書類と共に提出するものとする。

- (1) パスポートの写し。または、合法に入国したことを証明する他の書類。
- (2) 労働許可証の写し。または、タイ国内の居住地を証明する他の書類。
- (3) 教育上の資格を証明する書類の写し。
- (4) 外国の教員免許状の写し。
- (5) 教職経験を証明する書類の写し。
- (6) 専門知識評価基準を満たしたことを証明する書類の写し。
- (7) 6 ヶ月以内に撮影した正面からの上半身写真。サングラスをかけていないもの。
1 インチ。2 枚。

第 6 項

「仏暦 2546 (2003) 年 教員の評議会及び教育職員に関する法律」が適用される以前から教育機関で教職に就いている外国人は、本布告が適用される日から数えて 120 日以内に、教員免許の取得申請書を提出するものとする。

仏暦 2549 (2006) 年 7 月 17 日発布
スームサック・ウィサーラポーン
タイ教員評議会委員会委員長

教職に就くに当たっての専門知識試験と評価の詳細

教職に就くに当たっての専門知識試験のカリキュラム

1. 基本的な考え

タイ教員評議会は教職に関する知識と経験を定める義務と権限を有すると定められ、教職は「仏暦 2546（2003）年 教員の評議会及び教育職員に関する法律」によって管理される。教員の水準と行動規範はタイ教員評議会の定めに従う。教員の水準とは、タイ教員評議会の定めに従い、教育に関する学士号以上の学位または同等と見なされる資格を保持するかタイ教員評議会が認定する他の資格を保持することによる、教職に関する知識と経験の水準である。次の9分野からなる。

- (1) 教師のための言語とテクノロジー
- (2) カリキュラム開発
- (3) 学習運営
- (4) 教員のための心理学
- (5) 評価法
- (6) 教室運営
- (7) 教育研究
- (8) 教育上の情報テクノロジーとイノベーション
- (9) 教師であること

2. 目的

教員免許を取得しようとする者に対して、定められた知識水準を示すため。

3. 知識内容の詳細

作成したこれまでに試験問題により、タイ教員評議会が定める水準に従ったもの。

3.1 教師のための言語とテクノロジー

教員のためのタイ語・教員のための英語または他の外国語・教員のための情報テクノロジー

3.2 カリキュラム開発

教育理論・教育哲学・タイ教育史及びタイ教育制度・タイの教育のビジョンと発展計画・カリキュラム理論・カリキュラム開発・カリキュラム水準及び各学年のカリキュラム水準・教育機関のカリキュラム開発・カリキュラム開発の傾向と問題

3.3 学習運営

学習理論・学習の種類と教育方法開発・学習計画と学習経験・学習内容の設定・共同学習の設定・学習の技法と方法・学習のイノベーションと教材開発及び教材使用・学習者を第一とした学習運営・学習評価

3.4 教員のための心理学

発達心理学の基礎・教育心理学・指導心理学とコンサルト

3.5 教育評価

教育評価の原理と技法・教育評価スケールの作成と使用法・実情評価・提出物集積評価・演習評価・個別評価と全体評価

3.6 教室運営

教室運営の理論と原理・学習リーダー論・体系だった思考・教育機関の特長理解・教育機関内の人間関係・教育機関内の連絡とコミュニケーション・学年運営・教育水準評価・チーム作業・専門活動の実施・職業訓練の実施・発展のための諸活動の実施・教育管理のための情報テクノロジー・市民開発のための教育

3.7 教育研究

研究理論・研究の方式・研究計画・研究の実施・研究のための統計・学年研究・研究の実施と実習・研究成果の発表・データ収集・学習運営における研究・問題解決における研究方法の応用・研究計画の提案

3.8 教育上の情報テクノロジーとイノベーション

テクノロジーの理論と考え方及び教育のイノベーション・学習クオリティの向上・テクノロジーと情報・情報イノベーションとテクノロジーの利用から生ずる問題の分析・イノベーションの計画と実施及び評価と改善・教職の重要性

3.9 教師であること

教師の役割と義務及び職務・教職の発展・優れた教員の資質・教職におけるよい行動・教員資質の向上・教職と専門的リーダー・教職の規範と水準・教師の行動様式・教育関係法規

4. 試験の形式

9つの知識分野を含む次の4分冊の試験からなる。

第1分冊 教師のための言語とテクノロジー・教育上の情報テクノロジーとイノベーション

第2分冊 カリキュラム開発・学習運営・教室運営

第3分冊 教育評価・教育研究

第4分冊 教員のための心理学・教師であること

5. 評価方法

50点以上で合格。

教職に就くに当たっての専門知識評価

タイ語タイ文化及び職業上の行動規範に関する研修課程

1. 基本的な考え

「仏暦 2546 (2003) 年 教員の評議会及び教育職員に関する法律」は教職課程を管理する。「仏暦 2547 (2004) 年 タイ教員評議会 教員免許に関する規定」第5項第2節は「教員免許を取得しよ

うとする外国人がタイ教員評議会委員会の定める基準と方法に従って専門知識の試験と評価に合格しなければならない」という条件を定めている。

「タイ語タイ文化及び職業上の行動規範に関する研修課程」は、教育に関する学位資格を有しかつ教員免許を取得しようとする外国人が、必ず合格しなければならない。

2. 目 的

本研修を修了した者が、タイ社会と職業上の行動規範を理解し、研修を通して得た知識と経験を教職に就くに当たって能率的に活用することができる。

3. カリキュラム構造

3.1 タイ語タイ文化群 全 14 時間

- (1) タイ社会 4 時間
- (2) タイ語タイ文化 6 時間
- (3) タイの礼儀 2 時間
- (4) タイの芸術と音楽 2 時間

3.2 職業上の行動規範群 全 6 時間

合計 20 時間

4. 科目内容

4.1 タイ社会 (4 時間)

過去と現在のタイ社会の状況、社会構造、生活様式、政治と統治方式、環境と伝統的知識。

4.2 タイ語タイ文化 (6 時間)

日常生活のタイ語、信仰、価値観、タイ人の気質、服装、食、伝統的な遊び、仏教に基づく信仰行動。

4.3 タイの礼儀 (2 時間)

さまざまな行動に関する礼儀作法。すなわち、オフィシャル・ノンオフィシャルな敬意の表明、歩き方、座り方、立ち方、ワイの仕方、僧侶への跪拝、年長者への跪拝、目上の人への面会、目上の人への物品の渡し方と貰い方。

4.4 タイの芸術と音楽 (2 時間)

タイの各地方の伝統音楽。各地方の美しさと独自性の価値、タイの楽器の特徴と独自性、タイ舞踊、タイ文学、タイのスポーツ。

4.5 職業上の行動規範 (6 時間)

職業上の基準と行動規範。「仏暦 2546 年教育委員会及び教育関係者法」の要点、職業上の行動規範の要点、行動規範に従った自己の行動、職業上の行動規範、サービス受益者に対する行動規範、職業上一緒に働く者に対する行動規範、社会行動規範。

5. 研修方法

- 5.1 講義 5.2 演習 5.3 ケーススタディー 5.4 応用
5.5 視察 5.6 エレクトロニクス教材を利用した学習 5.7 実習

など

6. 評価

見極め・質問・実習 による。

7. 評価基準

合格または不合格

翻訳者：海老原 智治

注

- (1) 但し、本稿はセミナー報告書ではなく、セミナー内容を報告する目的で作成するものではない。セミナー報告書は別途作成する。
- (2) 大学及び中等教育機関は、タイ教員評議会に申請し審査のうえ認可を得ることで、課程を開設することができる。現在の開設教育機関がどこにあるかは、タイ教員評議会での照会出来る。
- (3) 筆記試験は4分冊に分かれており、分冊ごとに合格・不合格が判定される。全4分冊に合格すると筆記試験合格となる。1回の受験で一部の分冊にのみ合格した場合には、次回以降は残る分冊のみ受験すればよい。試験の実施日及び実施場所は、タイ教員評議会での照会できる。

参考文献

- สำนักงานเลขาธิการคุรุสภา (2008) พระราชบัญญัติสภาครูและบุคลากรทางการศึกษา พ.ศ.๒๕๔๖ (「仏暦 2546 (2003) 年 教員の評議会及び教育職員に関する法律」) “รวมกฎหมายสภาครูและบุคลากรทางการศึกษา สำหรับผู้ประกอบการวิชาชีพทางการศึกษา”
- สำนักงานเลขาธิการคุรุสภา (2008) ข้อบังคับคุรุสภาว่าด้วยใบอนุญาตประกอบวิชาชีพ พ.ศ.๒๕๔๗ (「仏暦 2547 (2004) 年 タイ教員評議会 教員免許に関する規定」) “รวมกฎหมายสภาครูและบุคลากรทางการศึกษาสำหรับผู้ประกอบวิชาชีพทางการศึกษา”
- สำนักงานเลขาธิการคุรุสภา (2007) ประกาศคณะกรรมการคุรุสภา เรื่อง หลักเกณฑ์และวิธีการทดสอบและประเมินความรู้ชาวต่างประเทศในการขอรับใบอนุญาตประกอบวิชาชีพครู พ.ศ.๒๕๔๙ (「仏暦 2549 (2006) 年 タイ教員評議会布告 教員免許を取得しようとする外国人に対する専門知識評価の基準と方法」) “กฎหมายเกี่ยวกับการประกอบวิชาชีพทางการศึกษา เล่ม ๒”